

## 第 2 回

### (仮称) 権利擁護センター設立検討会

と き 平成 27 年 10 月 29 日(木)18 時 30 分

ところ 北広島市福祉センター 会議室

#### 会議次第

1 開 会

2 協議事項

(仮称) 権利擁護センターの業務について

3 その他

4 閉 会

## (仮称) 権利擁護センターの業務について

### ●権利擁護センター事業の概要

判断能力が十分でない高齢者・知的障がい者・精神障がい者やその家族等に対して、成年後見制度をはじめとする制度等の紹介や利用支援などの業務を行い、権利侵害の防止を図る。

また、成年後見制度の担い手として期待される市民後見人の育成と活用を行い、住民参加型の権利擁護体制の構築と強化を図る。

そして、北広島市の成年後見制度の身近な専門相談機関として普及啓発を行い、制度の利用促進を図る。

### ●事業内容

市の委託事業      〈 〉 の中には想定件数を入力する。

#### 1 相談支援事業

① 成年後見制度に関する相談      〈200 件/年〉

② 成年後見制度に関する情報提供

(内容)

- ・窓口、電話による相談  
相談受付時間 月～金 8:45～17:15  
※土・日・祝日、年末年始は休日（北広島市に準ずる）
- ・専門家（弁護士・司法書士）による相談  
随時予約制とし、電話等で予約を受付

#### 2 成年後見制度利用（手続き）支援事業

① 申立手続き支援      〈20 件/年〉

(内容)

- ・親族（本人含む）申立て書類作成支援
- ・専門職の紹介と調整（情報提供）

② 成年後見制度の適切な利用支援の検討（随時）

(内容)

- ・後見類型の確認
- ・市長申立の検討
- ・成年後見制度利用支援事業助成制度活用の検討
- ・後見人等候補者（専門職、法人後見など）や受任形態の検討

### 3 人材の育成・支援事業（市民後見人養成等事業）

- ①市民後見人養成研修の開催（年1回 15人養成）
- ②市民後見人養成研修修了生のフォローアップ研修の開催（年2回）
- ③市民後見人の活用（雇用形態 委嘱）

（内容）

- ・日常生活自立支援事業の生活支援員（社協事業）
- ・法人後見における後見支援員（社協事業）
- ・窓口相談員（報酬有）の配置  
※週1回（1年52回）
- ・普及啓発活動協力員（無報酬）  
※市民後見人の個人受任については、活動実績、家庭裁判所の見解をふまえ段階的に検討を進める。

- ④市民後見人の登録事務と管理

（内容）

- ・市民後見人養成研修修了生の活動登録意向確認（面談等）
- ・市民後見人の名簿管理と札幌家庭裁判所への名簿提出
- ・活動の補償（職務責任・社協業務）事務

### 4 普及啓発事業

- ① 成年後見制度に関する講演会（年1回）・出前説明会（随時）の開催  
（対象）

一般市民：本人・親族・自治会町内会・民生委員児童委員・地区  
社会福祉委員・ボランティア  
福祉関係機関：高齢者・障がい者市内在宅系事業所・市内入所施設  
医療機関：医師・歯科医師・薬剤師  
専門職団体：弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士  
その他：郵便局・金融機関・商店

- ②事業所への説明・周知啓発（市内事業所100ヶ所）
- ③（仮称）権利擁護センターのご案内パンフレットの作成（3,000部）

### 5 その他事業

- ① ケース支援会議の開催（随時）
- ② （仮称）運営委員会の開催（年2回）  
※この業務は、市の委託事業と社協独自事業の要素があることから北広島市社会福祉協議会が主体的に実施する業務となります。

## 社会福祉協議会の事業

### 1 日常生活自立支援事業（北海道社会福祉協議会委託事業）

- ① 日常生活自立支援事業に関する相談・制度説明（電話・窓口）〈30件/年〉
- ② 利用契約・支援 〈3件/年〉
- ③ 生活支援員のサポート・管理事務

### 2 法人後見事業

#### ①法人後見の受任

（法人後見の受任要件）

- ・ 市長申立ケース
- ・ 成年後見制度利用支援事業の助成制度利用ケースなど

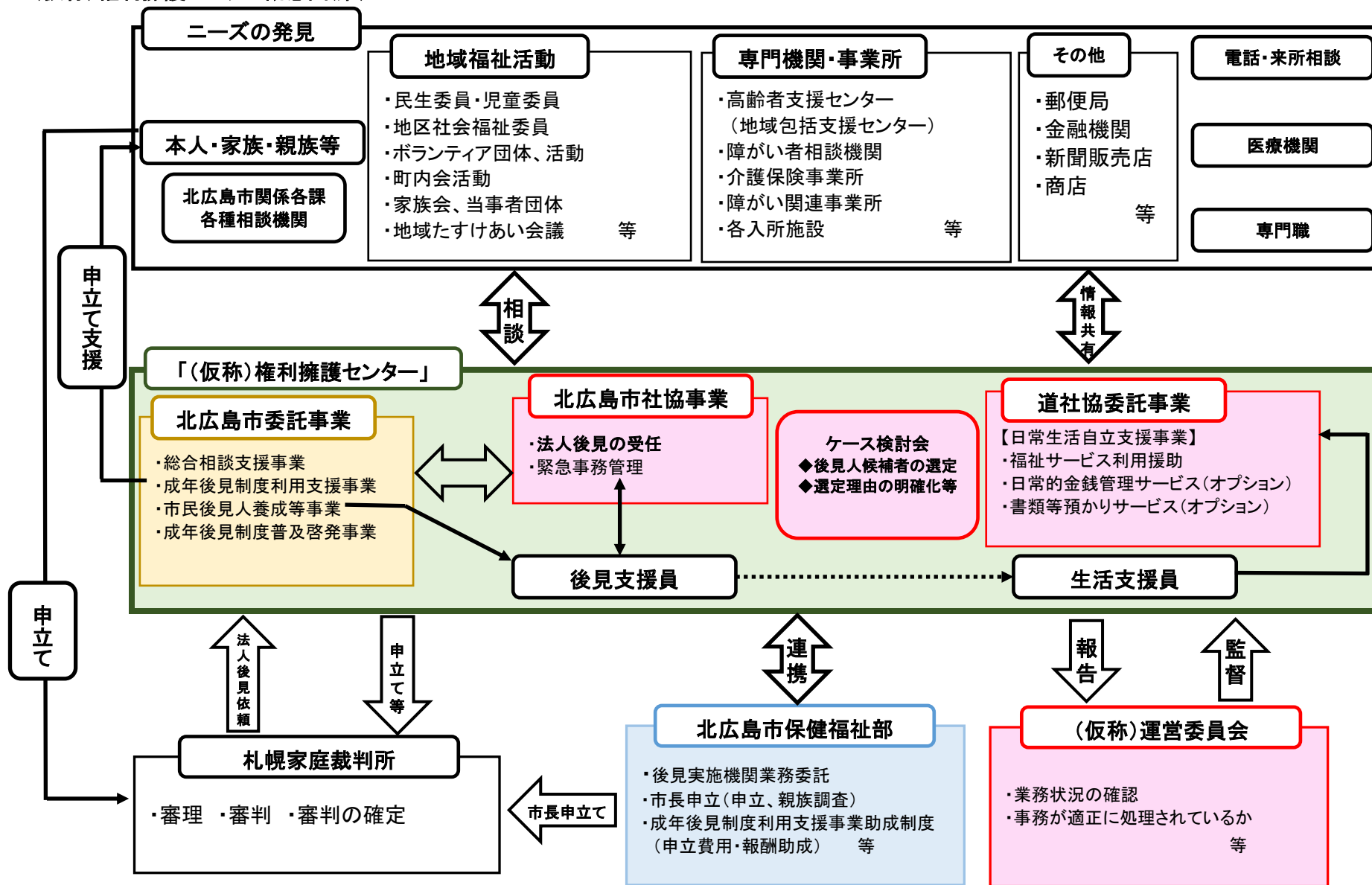
#### ②報酬付与申立

#### ③後見支援員のサポート・管理事務

### 3 緊急事務管理事業

成年後見制度利用が必要な方で、第三者による金銭管理等が急務の方に対して行う、緊急措置的な事務管理

～(仮称)権利擁護センター概念図(案)～



～法人後見事業・相談から受任までの流れ～

